

令和6年度“千葉自賛”特設サイト改修・運営・維持・管理業務委託 仕様書（公募用）

本仕様書は、千葉県が委託する「令和6年度“千葉自賛”特設サイト改修・運営・維持・管理業務委託」の企画提案募集に当たり、業務の概要として、業務内容及び要求事項、確認事項等を示すものである。

なお、最終的な業務委託仕様書については、事業受託者決定後、協議の上、県が作成する。

1 業務の名称

令和6年度“千葉自賛”特設サイト改修・運営・維持・管理業務

2 目的

県では、「千葉県の顔」となる品目を核とした集中的なプロモーションを行い、「消費者に選ばれ
るおいしい千葉の農産物」としてイメージアップを図ることとしている。

本業務は、その核となる品目（以下、「重点品目」という。）である「日本なし」「さつまいも」
「米（粒すけ）」「寒鯖」の情報の集約先として令和5年度に制作した“千葉自賛”特設サイトに
ついて、より効果的に特徴や購入場所等の情報発信を行うため、改修・運営・維持・管理を行う。

3 契約期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

4 用語の整理

本仕様書における用語は、特に定めのない限り以下のとおりとする。

- ・ 特設サイト：次のうち、トップページ、「日本なし」特設ページ、「さつまいも」特設ページ、
「粒すけ」特設ページ、「寒鯖」特設ページの総称をいう
- ・ 特設ページ：次のうち、「日本なし」特設ページ、「さつまいも」特設ページ、「粒すけ」
特設ページ、「寒鯖」特設ページの総称をいう
- ・ トップページ：<https://chibajisan.jp/>をいう
- ・ 「日本なし」特設ページ：<https://nashi.chibajisan.jp/>をいう
- ・ 「さつまいも」特設ページ：<https://satsumaimo.chibajisan.jp/>をいう
- ・ 「粒すけ」特設ページ：<https://tsubusuke.jp/>をいう
- ・ 「寒鯖」特設ページ：<https://kansaba.chibajisan.jp/>をいう

5 業務実施方針

- ・ 多彩な県産の農林水産物全体のけん引役として、重点品目の認知度を向上させ、消費拡大に
繋がるよう、閲覧する者にとって魅力的なサイト構成を実施すること。

- ・ 別に委託する、重点品目に係るプロモーション業務において、特設サイトの活用を想定していることから、当該業務の受託者と十分連携して実施すること。ただし、想定される作業としては、特設サイト内でのリンク・バナーの設定等であり、外部サイトの新規制作等は含まない。
- ・ 本業務の履行に当たり、現在の特設サイトを制作した「令和5年度『県産農林水産物重点プロモーション業務』」の受託者から必要な引き継ぎを受けること。
- ・ 令和7年4月1日以降に特設サイトを管理する者に必要な引き継ぎを行うこと。したがって、本業務において受託者が実施する作業は、他の事業者を引き継ぐことを前提としたものであること。
- ・ 以下の「千葉自賛（ちばじさん）」ロゴを効果的に使用すること。なお、必要に応じてA I、J P E Gデータを県から提供する。



- ・ 千葉県マスコットキャラクター「チーバくん」を効果的に使用すること。なお、使用に当たっては県の関連規定に従うこと。
(参考URL : <https://www.pref.chiba.lg.jp/kouhou/miryoku/chi-ba-kun/designsiyou.html>)

6 委託業務の内容

令和5年度に制作した特設サイトの改修・運営・維持・管理を行うこと。なお、令和5年度に制作した特設サイトのデータファイルを使用すること※。それ以外の改修・運営・維持・管理に必要な素材の入手（権利処理を含む）、掲載する画像一式の収集、必要な各種申請手続き、デザイン、レイアウト、データ加工・合成本業、版下作成等、一切の業務を行うこと。

※ 「令和5年度『県産農林水産物重点プロモーション業務』」受託者からのドメイン移管、データ移行手数料（8万円程度（税込み）の見込み）が発生するので留意すること。

(1) 特設サイトの改修

原則、以下の項目を含むこととし、魅力的な内容となるよう改修内容（デザインや構成等）を提案すること。

トップページを除く特設ページにグローバルナビゲーションを設置し※、全ページに表示されるようにすること。また、特設サイトは安定的かつ効率的に運用できる構造とすること。

※ トップページにグローバルナビゲーションを設置することを妨げない。

ア トップページ

- ・ 特設サイトのトップページにふさわしいデザインであること。
- ・ 以下のイ～オに誘導するものであること。

イ 「日本なし」特設ページ

- ・ 本県の梨が日本一であることを訴求するものであること。

- ・ 購入可能な店舗等の情報を、マップ等との組み合わせにより、視覚的にわかりやすいものすること。
- ・ 令和6年度の掲載店舗として、直売所30件程度の情報の追加掲載が見込まれていることから、それを踏まえた企画提案とすること。

ウ 「さつまいも」特設ページ

- ・ 県が指定するキービジュアルを使用すること。なお、使用可能なデータは契約後に県が提供する。ただし、当該キービジュアルに関しては、デザインの追加や既存デザインの大幅な変更は不可とする。
- ・ 加工品（菓子、スイーツ等）の店舗等の情報を、マップ等との組み合わせにより、視覚的にわかりやすいものとする。

エ 「粒すけ」特設ページ

- ・ 「粒すけ」を購入可能な店舗等の情報を掲載すること。

オ 「寒鯖」特設ページ

- ・ 寒鯖の特徴等を掲載すること。

(2) コンテンツの追加・修正

契約期間中、県からの指示により、文書、写真、画像、マップなど、特設サイトのコンテンツの追記、修正、削除、非表示等の作業を行うこと。

ただし、ごく軽微な修正、修正作業の是正及び前項（（1）特設サイトの改修）に係る作業は除く。

本項業務の予定数量は次のとおりとする。

予定数量：30回

企画提案時に提出する見積書において、本項の業務については、概ね1日で完了する作業の単価を示し、予定数量として「30回」を乗じた金額を含めて見積もること。

また、見積書の内訳において、①本項の業務であること、②単価（整数とする）、③予定数量、④金額（②×③）が分かるよう記載すること。

なお、企画提案時に提出する見積書では、本項の業務と、それ以外の業務の金額の合計を、「令和6年度“千葉自賛”特設サイト改修・運営・維持・管理業務委託」の見積金額として示すこと。

(3) 特設サイトの運営管理

- ・ 特設サイト公開後も保守費用の範囲内において、可能な限り最新の機能を提供すること。
- ・ 個人情報の送信については、SSL対応により暗号化された通信が行われること。
- ・ サーバーの安全かつ適切な管理を行うこと。

(4) 対象閲覧環境

以下のブラウザにおいて、すべてのページ・コンテンツの閲覧が問題なく実行できるように

すること。スマートフォン・タブレットに対する最適化を図ること。契約期間中に新しいバージョンが提供された場合は随時対応するものとし、サポートが終了した製品・バージョンについては対象から除外する。

パソコン向け	スマートフォン・タブレット向け
<ul style="list-style-type: none"> ・Microsoft Edge 最新バージョン ・Google Chrome 最新バージョン ・safari 最新バージョン ・Firefox 最新バージョン 	<ul style="list-style-type: none"> ・iOS及びAndroid 標準ブラウザ

(5) ドメインの管理

- ・ chibajisan.jpのドメインを使用すること。ただし、「粒すけ」特設ページにあつては、tsubusuke.jpのドメインを使用すること。
- ・ ドメイン管理や現在のドメイン管理者からの移管に係る一切の経費は、本業務の委託料に含むものとする。
- ・ ドメインの移管に関しては、現在ドメインを管理している「令和5年度『県産農林水産物重点プロモーション業務』」の受託者と協議の上、失効することのないよう必要な手続きを行い、併せて適切な管理を行うこと。
- ・ 令和7年4月1日以降にドメインを管理する者と協議を行い、失効することのないよう必要な手続きを行うこと。

(6) 利用者への配慮

- ・ 利用者が使いやすく、目的とするページに容易にたどり着ける構成とすること。
- ・ 公開するコンテンツについては、主要な検索エンジンにおける検索結果ページにおいて、表示順位の上位に表示されるようにすること。

(7) アクセシビリティ要件

「JIS X 8341-3:2016」に可能な限り配慮すること。改正された場合は、適宜対応すること。

(8) システム保守

ア 保守体制

- ・ 保守体制を明確にし、責任者を定めること。
- ・ 保守体制に自社以外の企業を組み込む場合であっても、役割分担を明確にした上で、自社を中心としたサポート体制を確立することとし、最終的な責任は受託者が負うこと。
- ・ 障害が発生した場合には、迅速・的確に対応できる体制を維持すること。

イ システム保守

- ・ 特設サイトのシステム保守を行う。
- ・ 契約期間中は、システムの保守作業を適切に行い、システムが円滑に運営されるようにすること。

- ・ システム障害や不正アクセス等を発見した場合には、速やかに対処すること。
- ・ 県からシステム障害等の連絡を受けた場合には、営業日の場合は3時間以内に対応に着手すること。
- ・ なお、営業日以外であっても、迅速に対応に着手すること。
- ・ システム障害等が解消された後は、障害情報を分析し、同様の障害が発生しないように是正措置・予防措置を講じたうえで、速やかに県へ報告すること。
- ・ 月に1回以上、システムの定期点検を行うこと。

(9) 独自提案事項

- ・ 上記(1)～(8)と連動し、本業務の目的をより効果的に推進する運営を行う。
- ・ 具体的な内容は企画提案によるが、例としては、独自コンテンツの制作など、重点品目の認知度向上に寄与し、アクセス数の増加が期待できるものとする。
- ・ 企画提案の際には、内容とともに、期待される効果や価値を客観的に評価できる情報(例：訪問者数、類似事例での成果など)を具体的数値とともに示すこと。

7 事業報告

本業務終了後、委託契約書に基づき委託業務完了報告書を提出すること。

また、本仕様書6(2)の業務については、実施件数等を、毎月県に報告すること。その際の様式は任意とする。

8 著作権の譲渡等

この契約により作成される成果品の著作権等の取扱いは、次に定めるところによる。

- ・ 本事業の受託者は、著作権法(昭和45年法律第48号)第21条(複製権)、第23条(公衆送信権等)、第26条の2(譲渡権)、第26条の3(貸与権)、第27条(翻訳権・翻案権等)及び第28条(二次的著作物の利用に関する原作者の権利)に規定する権利を県に無償で譲渡するものとする。ただし、制作物の性質上、受託者が承諾できない場合は、該当項目及び理由を示し、別途協議すること。なお、県は本業務により納品されたデータ等について、刊行物やウェブサイトにおける使用、増刷ができるものとする。
- ・ 県は、著作権法第20条(同一性保持権)第2項、第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、仕様書等で指定する物件を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。ただし、制作物の性質上、受託者が承諾できない場合は該当項目及び理由を示し、別途協議すること。
- ・ 本事業の受託者は、県の事前の同意を得なければ、著作権法第18条(公表権)及び第19条(氏名表示権)を行使することができない。

9 運営及び管理

(1) 業務の実施

本業務の実施に当たっては、県と必要な協議及び打合せを行うとともに、県の指示に従い、誠実に業務を進めるものとし、業務の遂行状況について随時報告を行うこと。また、県が求める事項については柔軟に対応するものとし、最大限実現できるよう努めること。

(2) 業務実施体制

委託業務を円滑に実施するため、本業務の全体責任者及び各業務の責任者、担当者を配置すること。責任者及び担当者は、やむを得ない場合を除いて変更しないこととし、変更する場合は、県に事前に相談の上、報告すること。

(3) 事故及びクレーム等の対応

委託業務の実施中、事故やクレームが発生した場合は、速やかに県担当者へ報告するとともに、解決に向けて誠意ある対応をすること。また、その対応や経過については、速やかに県に報告すること。

(4) 経費

県が実施するもの以外の本業務の実施に要する一切の費用は、委託料に含むこと。ただし、備品購入費は含めないものとする。

10 納入物品に関する責任の所在

本業務に伴う全ての納入物品については、受託者が最終責任を負うこと。

11 法令遵守及び安全管理

(1) 関係法令の遵守

本業務に関連するすべての関係法令及び規則を遵守すること。

(2) 安全管理体制の整備

安全管理に関する内規を定め、災害事故の未然防止に努めるとともに、現場作業における緊急時の連絡体制を整備すること。

(3) 作業員及び第三者の安全管理

受託者の指示によって行う作業員の事故防止に努めるとともに、過度の負担がかからないよう、健康面に配慮して活動すること。また、第三者についても危害を及ぼさないように万全の措置を講じ、第三者に損害を与えた場合は、受託者の責任において措置すること。

12 秘密の保持

本業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならないこと。本業務の委託期間終了後も同様とする。

13 その他事項

(1) 個人情報の取扱・管理

業務の実施に当たっては、契約時に示す「個人情報取扱特記事項」を遵守の上、契約期間及び契約後においても、本業務によって知り得た個人情報等は、これを漏らしてはならない。

(2) 談合等及び暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償

業務の実施及び契約の履行に当たっては、契約時に示す「談合等及び暴力団等排除に関する契約解除と損害賠償に関する特約条項」を遵守の上、遺憾のないよう遂行するとともに、特約条項に抵触する事案が発生した場合は、それに従うものとする。

(3) 業務の再委託

本業務の全部を再委託してはならない。また、本業務の一部を再委託する場合は、あらかじめ県と協議の上、承認を得ること。

(4) 仕様変更

自然災害等のやむを得ない事情により、本仕様書の変更が必要となる場合は、あらかじめ県と受託者で協議の上、決定する。

(5) 記載外変更、その他

本件に関し、本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合については、県と協議すること。